



出雲市介護人材育成支援事業補助金

1. 目的

介護職員初任者研修又は実務者研修の修了者に対し、受講料及び教材費の一部を補助することで、介護サービス事業所における介護従事者の資質向上を図り、介護人材の確保及び育成を推進するため。

2. 対象となる研修

修了した翌日から起算して2年以内の以下の研修

- 介護職員初任者研修
- 実務者研修

3. 対象者

上記の研修を修了し、次のいずれかの要件を満たす人

- 研修の修了後、市内介護サービス事業所に3か月以上継続して勤務している。
- 研修の修了後6か月以内に、市内介護サービス事業所に就労し、3か月以上継続して勤務している。

4. 補助金額

受講料及び教材費の1/2
(100円未満切り捨て 上限5万円)

※就労先や他機関等から受講料の助成や支給を受けている場合は、その助成額を差引いた額の1/2が補助額となります。

実務者
研修
修了者

介護職員
初任者研修
修了者

受講料等の
1/2を
補助します！
(上限5万円)

5. 添付書類

- ① 補助金等交付申請書(様式第1号)
- ② 研修の修了証明書の写し
(養成研修事業者等発行)
- ③ 受講料等に係る領収書の写し
(養成研修事業者等発行)
- ④ 就労証明書(参考様式)
- ⑤ 振込口座のわかるものの写し
(通帳、キャッシュカード等)
- ⑥ 就労先や他機関等から受講料等の助成や支給を受けている場合は、その助成額が確認できる書類

※このほか、追加で書類提出を依頼することがあります。

令和7年度から申請方法を変更しています。

「しまね電子申請サービス(下記 URL)」から、添付書類②～⑥を提出してください。

※しまね電子申請サービスに必要な事項を入力することで、添付書類①は不要となります。

申請フォーム URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-izumo/smart-apply/apply-procedure-alias/kaigozinnozaihozyokin>

出雲市内の
介護サービス
事業所に勤務
または勤務予定
の方は必見！



申請はこちらから

【問合せ・提出先】

出雲市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護給付係
〒693-8530 出雲市今市町 70 番地 市役所 2 階
TEL:0853-21-6972 FAX:0853-21-6974
メール:kourei@city.izumo.shimane.jp

【申請の流れ】

申請者

すでに市内の介護サービス事業所で働いている場合
研修修了後6か月以内に、市内の介護サービス事業所に就職する場合

〔介護サービス事業所とは〕

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所若しくは介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

◆ 介護職員初任者研修 または 実務者研修 を受講する。

◆ 研修修了日

◎3 か月間継続して就労する。

◎研修修了日から6か月以内に市内介護サービス事業所に就職する。
◎3 か月間継続して就労する。

◆ 補助金交付申請書等を「しまね電子申請サービス」により、市へ提出する。

① 補助金等交付申請書(様式第1号)

※しまね電子申請サービスに必要事項を入力することで不要となります。

② 修了証明書の写し(養成研修事業者等が発行)

③ 領収書の写し(養成研修事業者等が発行)

④ 勤務先が証明する就労証明書(参考様式)

⑤ 振込口座のわかるものの写し(通帳、キャッシュカード等)

⑥ 就労先や他機関等から受講料等の助成や支給を受けている場合は、その額が確認できる書類

「交付」又は「不交付」の決定

「交付」決定の場合、補助金の振込

QRコード



介護の魅力発信ホームページ「IZUMO KAIGO LIVE!」
<https://www.izumo-kaigo.jp/>

